

平成26年生駒市教育委員会

第1回定例会 議案

平成26年1月27日

生駒市教育委員会

平成26年生駒市教育委員会(第1回)定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
報告第1号	平成25年生駒市議会第5回(12月)定例会提出議案の結果について	1
報告第2号	生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則の制定について	2~4

報告第1号

平成25年生駒市議会第5回（12月）定例会提出議案の結果について

生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第6条第1号の規定により、次のとおり報告する。

平成26年1月27日

生駒市教育委員会

教育長 早川英雄

【提出議案】

- ・平成25年度生駒市一般会計補正予算（第4回）
- ・生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定について
- ・財産の取得について
- ・和解について（追加提案）

【審議経過】

- ・平成25年12月6日 開会
- ・平成25年12月16日 環境文教委員会
- ・平成25年12月20日 再開

【結果】

原案のとおり可決

報告第 2 号

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 60 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 6 条第 5 号の規定により、次のとおり報告する。

平成 26 年 1 月 27 日

生駒市教育委員会

教育長 早 川 英 雄

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則（平成 24 年 6 月生駒市規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表中「500 円」を「510 円」に、「1,200 円」を「1,230 円」に、「4,100 円」を「4,220 円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の使用料の額には、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定による消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を含む。

別表第 1 の 2 の表中「2,000 円」を「2,060 円」に、「600 円」を「620 円」に、「900 円」を「930 円」に、「1,600 円」を「1,640 円」に、「700 円」を「720 円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

別表第 1 の 3 の表中「200 円」を「210 円」に改め、同表に備考として次

のように加える。

備考 この表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

別表第1の4の表中「3,900円」を「4,010円」に、「700円」を「720円」に、「400円」を「410円」に、「600円」を「620円」に、「2,000円」を「2,060円」に、「1,300円」を「1,340円」に、「200円」を「210円」に改め、同表備考に次のように加える。

3 この表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

別表第2の1の表中「500円」を「510円」に、「1,200円」を「1,230円」に、「4,100円」を「4,220円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

別表第2の2の表中「1,400円」を「1,440円」に、「1,500円」を「1,540円」に、「2,000円」を「2,060円」に、「600円」を「620円」に、「900円」を「930円」に、「1,600円」を「1,640円」に、「700円」を「720円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

別表第2の3の表中「200円」を「210円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

別表第2の4の表中「3,900円」を「4,010円」に、「1,200円」を「1,230円」に、「700円」を「720円」に、「400円」を「410円」に、「600円」を「620円」に、「2,000円」を「2,060円」に、「1,300円」を「1,340円」に、「200円」を「210円」に、「1,700円」を「1,750円」に、「2,200円」を「2,260円」に、「2,600円」を「2,670円」に、「3,500円」を「3,600円」に、「300円」を「310円」に改め、同表備考に次のように加える。

4 この表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

別表第3中「600円」を「620円」に、「200円」を「210円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

1 1の申請に対する附属設備の使用の許可ごとに1回の使用とする。ただし、当該許可が2日以上連続した使用に係る場合は、1日ごとに1回の使用とする。

2 この表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

別表第4中「400円」を「410円」に、「200円」を「210円」に、「1,000円」を「1,030円」に改め、「(生駒市小平尾南体育館に係るものを除く。以下同じ。)」を削り、同表備考に次のように加える。

3 この表の使用料等の額には、消費税等相当額を含む。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則別表第1から別表第4までの規定は、平成26年4月1日以後の使用に係る使用料等(生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則第1条に規定する使用料等をいう。以下同じ。)について適用し、同日前の使用に係る使用料等については、なお従前の例による。